

公 告

県営土地改良事業（神田谷地区 農業用排水施設（ため池等整備（防災重点緊急整備型））事業）計画を変更するため、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第4項の規定に基づく協議をするに当たり、第88条第6項において準用する同法第87条の2第8項の規定により公告し、変更後の土地改良事業の計画の概要を縦覧に供する。

また、変更後の土地改良事業の概要に意見がある者は、第88条第6項において準用する第87条の2第9項の規定により、意見書を提出されたい。

なお、縦覧に供すべき書類の名称、縦覧の期間、場所および意見書の提出方法等については下記のとおりである。

令和8年4月20日

福井県知事 石田 嵩人

記

1 縦覧に供すべき書類の名称

神田谷地区 農業用排水施設事業 計画概要書
【ため池等整備事業（防災重点緊急整備型）】
（令和7年度 第1回変更） の写し

2 縦覧の期間

令和8年4月20日（月）から令和8年5月22日（金）まで

3 縦覧の場所

福井市農林水産部農村整備課
福井市農林水産部農村整備課ホームページ

4 意見書の提出の方法等について

(1) 意見書の提出先

〒910-8555 福井県福井市松本3丁目16番10号 福井合同庁舎内
福井県福井農林総合事務所農村整備部計画管理課

(2) 意見書の提出期限

令和8年5月22日

(3) 意見書の提出上の注意

ア 意見書の様式は任意ですが、提出する意見は日本語に限ります。

イ 意見書は公表する場合があるとともに、提出された意見に対して個別に回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

ウ 意見書には個人にあっては住所・氏名・性別・年齢・職業を、法人にあっては法人名・所在地を記載してください。これらは公表させていただく場合があります。